

うるま市告示第146号

うるま市省エネ家電製品買換支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年8月27日

うるま市長 中村 正人

うるま市省エネ家電製品買換支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、環境への負荷の低減及びエネルギーの有効活用を図るため、省エネルギー性能の優れた家電製品（以下「省エネ家電製品」という。）に買い換えた者に対し、予算の範囲内において、うるま市省エネ家電製品買換支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、うるま市補助金等交付規則（平成17年うるま市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、省エネ家電製品とは、次に掲げる省エネルギー基準達成率を有する家庭用家電製品をいう。

- (1) エアコンディショナー 日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上（目標年度2027年度）であるものをいう。
- (2) CO2冷媒ヒートポンプ給湯器 日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上（目標年度2025年度）であるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する個人である者
- (2) 事前申込決定通知を受けた者
- (3) 市税等の滞納のない者
- (4) うるま市暴力団排除条例（平成23年うるま市条例第23号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当しない者

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が自らが居住する住宅に設置した家電を処分し、次の各号のいずれにも該当する省エネ家電製品に買い換える事業とする。

- (1) 市内に所在する店舗又は個人事業主から新規購入したものであること。
- (2) リース契約及び中古購入による設備ではないこと。
- (3) 自らが居住する住宅に省エネ家電製品を設置すること。

- 2 補助金の交付は、補助対象者が属する住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する同一の世帯につき、第2条に掲げる省エネ家電製品の区分ごとにそれぞれ1台に限るものとする。

（事業実施期間）

第5条 補助事業の実施期間は、補助金の交付決定日の属する年度の4月1日から1月31日までとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、第2条各号に掲げる省エネ家電製品の区分ごとにそれぞれ1台につき3万円とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、省エネ家電製品買換支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて（既に省エネ家電製品を購入した者にあつては、次の各号に掲げる書類及び省エネ家電製品買換支援補助金実績報告書（様式第3号。以下「実績報告書」という。）を添えて）、市長に提出しなければならない。

- （1） 完納証明書の写し
- （2） 住民票謄本の写し（発行から3箇月以内のものに限る）
- （3） その他市長が必要と認める書類

2 申請書の受付期間は、市長が別に定める。

（交付・不交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定により交付申請を受けたときは、内容を審査し、省エネ家電製品買換支援補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から30日以内（当該日が、うるま市の休日を定める条例（平成17年うるま市条例第2号）第1条第1項及び第2項で定める市の休日の場合は、次の開庁日）に、実績報告書に次掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 購入した省エネ家電製品の領収書の写し
- （2） 製造事業者が発行する保証書の写し
- （3） 購入した省エネ家電製品の設置状況が分かる写真
- （4） 補助事業で処分した家電製品の特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第43条第1項に規定する特定家庭用機器廃棄物管理票の写し（第2条第1号に規定する省エネ家電製品に限る。）
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 第7条第1項の規定により申請書に実績報告書を添付した申請者は、交付決定後の実績報告書の提出を省略することができる。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告書の提出があった場合において、これを審査した上で適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、省エネ家電製品買換支援補助金額確定通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けた日から14日以内(当該日が、うるま市の休日を定める条例(平成17年うるま市条例第2号)第1条第1項及び第2項で定める市の休日の場合は、次の開庁日)に省エネ家電製品買換支援補助金交付請求書(様式第5号)にその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の請求を受けたときは、内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助事業の廃止)

第13条 交付決定者は、事情の変更により補助事業を廃止しようとするときは、省エネ家電製品買換支援補助金廃止届(様式第6号)を市長へ提出しなければならない。

(補助金交付決定の取消し)

第14条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないとき。
- (4) 正当な理由なく補助事業に関して市長の指示に従わなかったとき。
- (5) 第11条に規定する期限までに補助金交付請求書を提出しなかったとき。
- (6) その他この告示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により取り消した場合には、省エネ家電製品買換支援補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、交付決定者に対し、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

4 市長は、前項の規定により返還を命じる場合には、省エネ家電製品買換支援補助金返還請求書(様式第8号)により、交付決定者に通知するものとする。

(財産の管理等)

- 第15条 交付決定者は、規則第18条各号に規定する財産について、補助事業の完了後においても善良な管理の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- 2 市長は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過した場合は、規則第18条に規定する市長の承認をするものとする。
- 3 規則第18条第2号の市長が定めるものは、価格が3万円以上の機械、器具及びその従物とする。
- 4 交付決定者は、規則第18条に規定する承認を得ようとするときは、省エネ家電製品買換支援補助金財産処分承認申請書（様式第9号）を市長に提出するものとする。
- 5 市長は、前項の規定による補助事業財産処分承認申請書を受理したときは、速やかに審査し、省エネ家電製品買換支援補助金財産処分承認通知書（様式第10号）により、通知するものとする。
- 6 市長は、規則第18条に規定する市長の承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(関係書類の整備及び保存)

- 第16条 交付決定者は、補助事業等に係る申請、実績報告、請求その他補助金の交付に関する書類並びに経費の収入及び支出を明らかにした帳簿、領収書等を備え、当該事業終了後、5年間保存しなければならない。

(補則)

- 第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年8月27日から施行する。

年 月 日

うるま市長 様

(申請者) 住所

氏 名 印

電話番号

省エネ家電製品買換支援補助金交付申請書

うるま市省エネ家電製品買換支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。また、うるま市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないことを誓約します。

記

1. 対象設備	☐ エアコンディショナー ☐ CO2冷媒ヒートポンプ給湯器
2. 補助金交付申請額	円
3. 対象設備の設置場所	〒
4. 工事完了日	☐ エアコンディショナー 年 月 日 ☐ CO2冷媒ヒートポンプ給湯器 年 月 日

【添付書類】

- ☐完納証明書の写し
☐住民票謄本の写し（発行から3ヶ月以内のものに限る）
☐その他市長が必要と認める書類

<個人情報の利用について>

この申請により取得した個人情報は、うるま市省エネ家電製品買換支援補助事業に関する受付、審査、交付決定、市税の滞納状況調査及び補助金の支払いに利用します。

受付番号

第 号
年 月 日

様

うるま市長



省エネ家電製品買換支援補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金交付申請について、うるま市省エネ家電製品買換支援補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 補助年度	年 度
2. 対象設備の種類	☐ エアコンディショナー ☐ CO2冷媒ヒートポンプ給湯器
3. 交付・不交付の決定	☐ 交付する ※本通知により交付が決定された際、省エネ家電製品の購入が済んでいない場合は、翌年1月31日までに補助事業を完了し、うるま市省エネ家電製品買換支援補助金実績報告書を持って、ご報告下さい。 ☐ 交付しない
4. 決定の理由	
5. 備考	

年 月 日

うるま市長 様

(申請者)	住所
氏 名 ㊟	
電話番号	

省エネ家電製品買換支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたうるま市省エネ家電製品買換支援補助金について、うるま市省エネ家電製品買換支援補助金交付要綱第7条第1項及び第9条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

※申請者・請求者・振込先口座名義と、領収書・保証書等の名義は、全て同一としてください。

購入した省エネ家電製品	機器種類	☐ エアコンディショナー ☐ CO2冷媒ヒートポンプ給湯器		
	メーカー			
	機種型番			
	購入店舗（事業者）名		購入日	年 月 日
	購入店舗（事業所）住所			

買換前の家電製品	機器種類	☐ エアコンディショナー ☐ CO2冷媒ヒートポンプ給湯器		
	メーカー			
	機種型番			
	製造年			

補助金	家電製品等購入費（税込価格）	円
	補助金交付申請額	円

- 【添付書類】 ☐購入した省エネ家電製品の領収書の写し
☐製造業者が発行する保証書の写し
☐購入した省エネ家電製品の設置状況が分かる写真
☐買換前の設置済家電製品の家電リサイクル券の写し（エアコンディショナーに限る。）
☐その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

うるま市長 

省エネ家電製品買換支援補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたうるま市省エネ家電製品買換支援補助金について、うるま市省エネ家電製品買換支援補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

補助金交付確定額	円
----------	---

年 月 日

うるま市長

様

（交付決定者） 住所

氏 名 ⑩

電話番号

省エネ家電製品買換支援補助金交付請求書

うるま市省エネ家電製品買換支援補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて補助金を請求します。

請求金額 金 円

補助金の振込先	金融機関名	
	支店名	
	口座種別	普通 当座
	口座番号	
	（フリガナ） 口座名義人	-----

※関係書類

☐通帳又はキャッシュカードの写し

年 月 日

うるま市長 様

（交付決定者） 住所

氏 名 ⑩

電話番号

省エネ家電製品買換支援補助金廃止届

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助金交付事業について、下記の理由により補助事業を廃止しますので、うるま市省エネ家電製品買換支援補助金交付要綱第13条の規定により、届け出ます。

理由	
----	--

第 号
年 月 日

様

うるま市長



省エネ家電製品買換支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金について、うるま市省エネ家電製品買換支援補助金交付要綱第14条第1項の規定により、交付の決定を次のとおり取り消したので通知します。

1 対象設備	☐ エアコンディショナー ☐ CO2冷媒ヒートポンプ給湯器
2 取消しの内容	
3 取消しの理由	

第 号
年 月 日

様

うるま市長



省エネ家電製品買換支援補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号で通知し、取り消した補助金について、うるま市省エネ家電製品買換支援補助金交付要綱第14条第3項の規定により、次のとおり返還を請求します。

1. 返還すべき金額	円
2. 返還期限	年 月 日まで
3. 返還請求の理由	
4. 返還方法	
5. 交付決定通知年月日	年 月 日
6. 補助年度	年度
7. 補助金の名称	うるま市省エネ家電製品買換支援補助金
8. 補助金の交付確定額	円
9. 補助金の既交付額	年 月 日交付 円 合 計 円

注1 返還すべき補助金は、別に市長が発行する納入通知書により納付すること。

年 月 日

うるま市長 様

(交付決定者) 住所

氏 名 ⑩

電話番号

省エネ家電製品買換支援補助金財産処分承認申請書

次の理由により財産を処分したいので、うるま市省エネ家電製品買換支援補助金交付要綱第15条第4項により、関係書類を添えて申請します。

1. 補助年度	年度
2. 処分しようとする財産	☐ エアコンディショナー ☐ CO2冷媒ヒートポンプ給湯器
3. 処分内容	☐ 譲渡 ☐ その他 ()
4. 処分しようとする理由	
5. 補助金交付額	円
6. 処分の相手方の氏名又は名称及び住所	
7. 処分に伴う補助金等返還の有無	☐ あり ☐ なし

注 「1. 補助年度」が明確でない場合は、およその年度または名称を記載すること。

第 号
年 月 日

様

うるま市長



省エネ家電製品買換支援補助金財産処分承認通知書

年 月 日付けで申請のあった財産処分について次のとおり承認したので、うるま市省エネ家電製品買換支援補助金交付要綱第15条第5項により通知します。

1. 処分しようとする財産	☐ エアコンディショナー ☐ CO2冷媒ヒートポンプ給湯器
2. 処分内容	
3. 補助金交付額	円
4. 処分の相手方の氏名又は 名称及び住所	